

会議記録用紙

会議名	平成 23 年度第 1 回西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会		
日時	平成 23 年 4 月 28 日 (火) 10 時～12 時	場 所	西宮市役所東館 8 階 804 会議室
出席者	委 員：中川会長、黒木副会長、梶委員、川東委員、米田委員、米山委員 事務局：田原総合企画局長、太田企画総括室長、田中参画・協働推進グループ長、 安座間参画・協働推進グループ係長、武林参画・協働推進グループ係長		
内 容	<p>《式次第》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 局長挨拶 3. 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> 議題① 傍聴に関する取扱いについて 議題② 平成 23 年度の参画と協働の取組予定について 議題③ 平成 22 年度の参画の取組の検証について 4. その他 5. 事務連絡 6. 閉会 <p>(事務局)</p> <p>おはようございます。ただいまから西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会の平成 23 年度第 1 回目の会議を開催いたします。本日はご多忙にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元にご用意いたしました次第に沿って進めさせていただきます。まず、総合企画局長より挨拶させていただきます。</p> <p>(田原総合企画局長)</p> <p>皆様おはようございます。本日はお忙しいところ、評価委員会のご出席賜りましてありがとうございます。</p> <p>さて、3月に東日本大震災による災害支援ということで、本市も震災直後から救急消防援助隊とか、あるいは給水車の派遣、また、医師・看護師の派遣に始まりまして、保健師その他、現在においては、南三陸町を中心に、役所機能が壊滅状態にあるということで、その立上げ支援ということを中心に職員が現地に入っております。参画・協働推進グループの武林係長も最初の段階で、仙台市の若林区のほうへ保健師と一緒にケアに入りました。彼は事務職員ですので、避難所の支援についてがんばってきて帰ってきております。引き続き本市のできる限り</p>		

の支援をしてみたいということで、市長以下決意を固めているところでございます。

さて、参画と協働の条例につきましては、本年で3年目ということになろうかと思えます。評価委員会の先生方につきましては、さまざまなご提案をいただいておりますが、今年については、前回のご提言に基づいていくつかの改善を図っております。

ひとつには、協働事業提案の事業採択をより透明性・客観性を高めるために、外部委員の先生方にも入っていただいて事業選定を行うということにいたしました。また、事業規模が10万円の助成金では少ないということで、これも20万円に増額いたしておりますし、さらに、待ちの姿勢だけではなく、こちらからテーマを設定して協働事業の提案をいただくということで、今年度は食文化に関するテーマを設定させていただきました。そういったことが23年度の改善点で、これも評価委員会の提言を受けて見直しを行っております。

今年度につきましては、8月までに4回、非常に短い期間のタイトなスケジュールでございますが、22年度の評価と提言を行っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日の議題は、23年度の取組み予定と、22年度実施のパブコメの検証ということで、非常に分量がたくさんになっておりますが、どうかよろしくお願いいたします。

以上簡単でございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

議題に移ります前に、本日は能島委員から欠席のご連絡をいただきました。それと、4月の人事異動で職員の異動がございましたので報告いたします。企画総括室長の太田でございます。

(太田企画総括室長)

太田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

参画・協働推進グループ長、私、田中と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則第10条第1項により、会長に進行をお願いいたします。

(会長)

皆さん、おはようございます。早速、審議に入らせていただきます。まず、議題1「傍聴に関する取扱い」についてお諮りしますが、今日は、傍聴の希望は無しということです。

では、次に議題2「平成23年度の参画と協働の取組予定」について、事務局から説明をいただきます。

(事務局)

議題2の「平成23年度の参画と協働の取組予定」について、ご説明いたします。

まず、参画の取組み予定でございますが、平成23年度は6件のパブリックコメントを予定しております。内容につきましては資料のとおりです。なお、5番目の「生活衛生関係六法の衛生措置基準等の制定」につきましては、条例第6条第2項第3号の規定によりパブリックコメントは実施いたしません。制定する条例の内容が「市民等の義務を課し、又は権利を制限することを内容とする」ものであるため取組み予定に掲載し、12月市議会に条例案を提出する予定でございます。

次に、協働事業の取組み予定でございますが、平成23年度は100件を予定しております。内容につきましては資料のとおりです。このなかに1番の「旧船坂小学校跡施設活用検討事業」や19番の「西宮市・スポーケン市姉妹都市提携50周年記念訪問団事業」、43番の「西宮食育フェスタ2011事業」、76番の「点訳講座」などの新規事業もございしますが、各局の事業の見直し等により昨年度より4件減少しております。

なお、平成23年度の参画と協働の取組み予定につきましては、本日の評価委員会でご承認をいただき、市のホームページ上で公開する予定でございます。

説明は以上でございます。

(会長)

いまご説明いただきました件について、何かご意見ご質問等ありますか。よろしいでしょうか。あとからでも、お気づきになったことがありましたら、ご発言ください。

それでは、議題3「平成22年度の参画の取組の検証」について入りたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題3の「平成22年度の参画の取組の検証についてご説明いたします。

平成22年度のパブリックコメントの実施件数は9件ございました。条例の根拠別の内訳は、第6条第2号の「市政の基本的な計画等の策定及び変更」によるものが5件、第4号の「義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃」によるものが1件、第5号の「市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更」によるものが1件、第6号の「市の機関が必要と認める」ものが1件でございます。

実施しました局別の内訳は、総合企画局が1件、市民局が1件、健康福祉局が1件、環境局が1件、都市局が4件、教育委員会が1件でございます。

次に個別の案件につきましてご説明いたします。なお、委員の皆様からのご意見・ご質問につきましては、1件ずつ進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

1件目は、「夙川小学校校舎改築工事基本設計(案)に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第5号及び施行規則第3条の規定によるもので、担当課は教育委員会施設計画グループでございます。

内容は、昭和11年建築の老朽校舎や大規模な地震に対して倒壊等の危険性が高いとされる校舎について、児童・地域の方々の安全安心を確保するために、校舎の改築工事を実施するとともに、環境に配慮し、体験的な環境学習が実践できる学校づくりを進めるものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成22年7月12日から8

月13日までの33日間で、概要版につきましては、本編が4ページと少量であったため作成しておりません。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、写真や図面などを用い計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出されました意見数は、お一人から5件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が2件、修正しなかった件数が2件、案件以外のご意見が1件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続につきましては、近隣代表者などで構成されました改築推進委員会におきましてご意見を聴取し、設計に反映させております。

説明は以上でございます。

(会長)

この件につきまして、皆さま方からのご意見、ご質問はありますか。

(黒木委員)

3ページ、自然エネルギーの活用例に片仮名表記がたくさんありましたが、私にはまったく意味が理解できませんでした。こういう表記の仕方をする必要があったのかなと思いました。

(会長)

建築業界用語ですね。

(黒木委員)

業界内では通用するかもしれませんが、パブリックコメントを求めるような内容には不適當ではないかと感じました。

意見提出が一人というのは、小学校の改築工事に関しては極端に少ない意見数です。関係団体への説明を実施とありますが、どういう流れで説明したかが書かれていません。学校・地域と協議、と書いてはありますが、詳しい内容が分かりません。何年から何年にかけて地域に向けて何回説明会を持ちましたといった説明があったうえでパブリックコメントの提出が一人というのであれば理解できるのですが。

(川東委員)

私も同じく、近隣住民へどのような説明がなされたかが記載されればより分かりやすいと思いました。地域との意見交換があったのであれば、その内容を知りたいと思いました。

(会長)

パブリックコメントのプロセスの時点と、学校地域と協議する時点というのは同時並行なのでしょうか。

(事務局)

パブリックコメントをする前から地元に入っております。地元では学校関係者ということで先生やPTA、近隣の自治会、スポーツクラブなどの方をメンバーとした委員会を立ち上げ

て、パブリックコメントを実施する前に意見調整を行い、パブリックコメントを実施していません。件数が少なかったというのは、ある程度、事前に委員会で意見が集約されていたということが想定されます。

(会長)

学校や地域と協議した内容がパブリックコメントの時点で案として盛り込まれているということでしょうか。

(事務局)

ある程度、盛り込まれたものが案として出てきています。

(黒木委員)

例えば、案を作成するにあたり、何年度からPTAや近隣住民との話し合いのもとに検討委員会を設立し、このような案を作成しましたという一文があれば、読んでいる方としても納得できる部分があるのですが。

ほかの案件に関しても、例えば、検討委員会を実施してこうなったという経緯が書かれていますね。

昨年実施されたパブリックコメントの資料には、委員会メンバーや、委員会の実施回数など、案ができるまでの経緯が載っていました。そういう経緯が見えないと、なぜ意見提出が一人しかないのと。経緯が分かれば、検討委員会を数回実施して、みんなの意見を吸い上げているから意見提出が一人だということも理解できます。それがないと不親切だと思います。

(梶委員)

小学校の改築というのは地域限定版であって、改築委員会でかなりもまれて、ある程度意見がまとまった段階でパブリックコメントを求めていると。そうすると、それ以上意見の出しようがないという気がします。パブリックコメント実施以前の問題として、10億円以上の規模だから一律にパブリックコメントを求める必要があるのかと。そのへん、柔軟にすべきではないでしょうか。全市にかかわることであれば、市民の関心もあり、いろいろな意見も出てくると思いますが、地域が限定されるものに関しては、膨大な作業量に対して出てきた意見が1件であったこと、改築委員会ですでに検討されているということを見ると、費用対効果という言い方はそぐわないかもしれませんが、考える必要があるのではないかと思います。

(会長)

予算規模10億円以上という規定が入っている理由は、私が思うに、小学校や当該地域の、いわゆる利便供給施設であって、当該地域住民が直接の利益を受けるという意味で、当該地域住民に重点的にパブリックコメントをかけるということは当然のことであると。その一方で、予算で枠をはめているのは、租税を負担しているその他の市民からの意見もやはり入れると。そういう主旨ではないでしょうか。例えば、小学校の工事程度のことで10億円もかけるのはどうかという市民もいるかもしれない。あるいは、ある特定地域の駅前再開発になぜこれだけ

の巨額の投資をするのかと。つまり、サービスユーザー市民ばかりでなく、タックスペイヤー市民の意見も取り込むためにそういう規定があるのではないかと私は理解しています。ですから、一律に10億円以上だからパブリックコメントをする必要があるのかというご質問ご意見は、なるほどそうかという気持ちにもなりますが、ちょっと翻って考えてみて、その他の租税負担市民も参加できるようにしてあると考えてはいかがでしょうか。

(梶委員)

食品衛生のことにしてもそう思うのですが、そういうことに関してパブリックコメントを求める必要があるのだろうか。もう一度、見直しをかけてもいいのではないかとということも考えています。

(会長)

食品衛生は最後の項目ですね。それは後ほど議論いたしましょう。

そのほか、ご意見はございませんか。ただいまのご意見は、パブリックコメントに出されるまでの原案の煮詰め方、内部だけで勝手にやっているのではないと。すでに市民の意見も反映されていることが分かれば、市民のパブリックコメントへの係り方も変わってくるだろうし、件数が少なくても、それなりに評価できるのではないかと。

「パンプで効果的な」以下の専門用語についてですが、この言葉を理解できる市民というのはあまり多くないと思います。もっと易しい日本語で表現する練習をしなければならぬと思います。結果的に、まちづくりから市民を遠ざけてしまう結果になってはいないかと。そういう意見が出ているということは言った方がいいと思います。この物件は小学校の校舎ですから、小学校の工事担当の方々がこういった文章を書いたとは僕は思えません。多分、コンサルタントが書いたものをそのまま持ってきているのではないかと。むしろ市民用語に翻訳するという責任があったのではないかと思います。

では、2件目の西宮市一般廃棄物処理基本計画(案)についてご意見をうかがいたいと思います。

(事務局)

2件目は、「西宮市一般廃棄物処理基本計画(案)に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は環境局施設整備グループでございます。

内容は、各種リサイクル法等の改正や社会情勢の変動に伴う、ごみの収集・中間処理・最終処分の一部変更ならびに施設整備に関する事項について見直しが必要となったため、現状とこれまでの施策を検証し、本市の廃棄物行政における今後のあり方を定めるものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成22年9月13日から10月13日までの31日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、イラスト・写真・グラフ等をカラーで多用し計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出されました意見数は、8人から19件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が6件、修正しなかった件数が12件、案件以外のご意見が1件で

ございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続きにつきましては、特にございません。
説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの件につきまして、ご自由にご意見ご質問をお願いします。

(黒木委員)

私はわりと好意的な意見。概要版の計画策定主旨の最後に変更点が3つ箇条書きにされています。これを文章形式ではなく、もっと大書きしてはっきり示していたら市民にとって、分かりやすかったかなと思います。資料も多く、読むのも大変ですが、概要版を見れば今回の主旨は理解できると思いました。

(川東委員)

ごみ問題というのは、一般市民の方も関心が高いと思います。資料を見ますと西宮市の状況、ごみの状況は書かれていますが、結局、どうなのとなったときに、また概要版に戻って、ああ、こういうことだったのかというように思いますので、そういうところが大きく書かれていれば分かりやすかったのかなと思います。

西宮市の状況だけではなく、なぜごみ問題が大事なのかという社会情勢も含めて解説があったら、もっと納得できるのではないかと思います。また、意見を出しやすい資料作成への配慮というところに、図などを用いて理解しやすいように配慮したとありますが、カラーになって見やすかったとは思いますが。

長く西宮で生活している市民は、例えば、燃やすごみ、燃やさないごみといった言葉は理解できますが、他市から来られた方にとっては、燃やすごみと燃やさないごみの違いが分からないようです。燃やすごみ、燃やさないごみというのは西宮の規定になりますので、引っ越して来られた方がごみを出すときに間違えられますので、他市から来られた方にも分かるような説明が必要だと思いました。

(会長)

ほかによろしいですか。総じて概要版は分かりやすいという評価ですね。

あえて難を言うのであれば、計画策定の主旨の最後に、肝心要の変更点をもっと分かりやすく書いてくれと。文章のなかで流し書きにするのではなく、箇条書きで並べて示したらもっと分かりやすかったのではないかという意見でした。あとは分かりやすいという評価を得たと思います。基本計画が非常に丁寧に誠実に書かれているからこうなるのだろうという評価もできますが。提出意見が8人、19件で、本文の案が修正された箇所が6カ所あるというのは多い方で、かなり柔軟に対応されたようですね。そういう意味では、好感度を上げたのではないのでしょうか。

(黒木委員)

市民が提出した意見によって計画案を修正した箇所が丁寧に何ページと明記されてよかったと思います。ただ単に、修正しましたとだけ書かれていると、どこなのかと思いますが、分かりやすかったです。

(会長)

分かりやすく、姿勢が非常に丁寧で誠実さを感じさせたという評価を得たのではないのでしょうか。

それでは3件目、西宮市駐車施設附置条例の改正（案）について説明ください。

(事務局)

3件目は、「西宮市駐車施設附置条例の改正（案）に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第4号の規定によるもので、担当課は都市局都市計画グループでございます。

内容は、同条例の制定から約17年が経過し、現行条例に基づき設置した駐車施設の規模と実際の駐車需要が乖離しているという状況が増えてきているため、同条例の見直しを行うものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成22年11月25日から12月27日までの33日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、改正の背景と改正点に絞って概要版を作成し計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出されました意見数は、3人から11件でございました。このうち、ご意見を反映し修正しました件数が0件、修正しなかった件数が11件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続につきましては、特にございません。

説明は以上でございます。

(会長)

それでは、皆さまのご意見、ご質問をいただきたいと思います。改正の目的および背景、根拠が見えないと意見があるのは、資料の素案についての2の文章の説明ではよく分からないということでしょうか。

(黒木委員)

何をもちょうこのように考えられるのかが分かりませんでした。例えば、どこから意見が出たのか、なぜ改正案に至ったかという経緯がちょっと私には理解できませんでした。また、なぜいまこれを改正しなければならないのかという背景が分かりません。目的及び背景と書いてありますが、その背景が私には読み取れませんでした。改正されて設置基準が変更されると書いてありますが、実際のところ、駐車場は本当に足りているのかと。例えば、うちのマンションであれば、いまの駐車場の半分でよいということなのかと、考えてしまいました。

(会長)

改正条例提案に至るまでのプロセスが抜けているから分かりにくいのでしょうか。例えば、この条例を改正するための審議会を設置したとか、関係事業者や住民等を交えた公開討論会をやりましたとか、いろいろな手続きがあつてここに至るはずであると市民は思っていると思いますが、これはそういった事前の市民参画の手続きなしに、行政主導で改正条例を出したのかどうか。そのあたりが分からないため、背景が見えないという意見が出るのではないかと思います。これだけでは分からないというのは、そういうことではありませんか。

(黒木委員)

そうですね。これだけでは分かりません。これによると、1戸あたりの専有面積が40㎡を超える場合は、戸数の35パーセント分の駐車場を確保すればいいということになります。単純にうちの38戸のマンションであれば、14台の駐車スペースでよいと考えた場合、それはおかしいだろうと。この数字が出た背景がまったく理解できませんでした。

(川東委員)

うちは自動車協会に入っているのですが、自動車協会がアンケートを実施した際に、最近、自動車協会の駐車場が空いているという意見がたくさん出ていました。私はそのことを知っていたので、自動車協会との兼ね合いもあつてこの件が出てきたのかなと考えて、そのまま流してしまいました。例えば、地域によっては駐車場をつくっても入らないところが出てきて、自動車協会のなかでもどうしたらいいかという話が出ていましたので、そういうことがここにつながっているのではないかと思います。

(黒木委員)

私は非常にうがった考え方をしてしまったのですが、例えば、マンションやアパートの駐車台数を減らすと、地主や大家さんは、これまで駐車スペースとして確保していたところに建物が建てられるようになるわけですね。その反面、駐車場がそこになれば、近隣に駐車場を持っている、いわゆる地主さんたちの所有する駐車場に入ると。どう考えても38戸で14台の駐車スペースでは足りるようには思えないのですが、しかしそれでよいということは、ほかに空いている駐車スペースを埋めるがための条例改正案のように思えました。私自身、この素案に対してはまったく納得できない、おかしいと思ってしまったので、こういう素案が出た背景は何か、どこから条例を改正しようという意見が出てきたのかという部分が非常に知りたかったけれども書かれていません。

(川東委員)

多分、そういう背景もあるのかもしれませんが。マンションを建てるにあたって、駐車スペースがないと近隣の皆さんから反対されますので、近隣住民との話し合いの際、駐車場の確保ができていないかどうかということを提示いたします。そうすると、このマンションではこれだけしか駐車スペースを確保しないけれども、地域内の駐車場で確保しますということを話されますので、そういう事情も入りつつ、こうなったのかなと思いました。

(米田委員)

住居地域の場合、入居戸数の80パーセントは駐車スペースを確保することが建築する際の条件として定められています。西宮の場合、あまり広い土地のマンションはなく、土地にきっちり建てられている小規模から中規模ぐらいのマンションが非常に多いわけです。そこに80パーセントの駐車場スペースを設けるとなると、機械式駐車場をつくらざるをえない。平面駐車場の維持費は安いのですが、機械式駐車場は、非常に維持費がかかります。機械式駐車場のメンテナンスにばかり費用がかかって、建物や設備をメンテナンスする費用まで回らず老朽化してしまう。この80パーセント確保するという条件は厳しすぎるのではないかと。そこへもってきて高齢化が進んでくると、最初のうちは80パーセントの駐車場が満杯でも、高齢化が進んでくるにしたがって空いてくる。空いてくるけれども、機械式駐車場は維持費がかかる。マンションをつくる時はこれでいいのですが、建築後については十分対応しきれなくなってくるわけです。

80パーセント確保していないと、不法駐車が増えてご近所に迷惑がかかるということもあって、建ったときのマンション住民と、数年経過したときのマンション住民とでは人員構成が変わってきますので、大変これは悩ましいことだと思います。おそらくそういうことも踏まえて、こういった条例の改正を考えておられるのだらうと思います。

(黒木委員)

80パーセントから35パーセントというのはかなりの減少率ですね。

(米田委員)

かなり落としていますね。これを存続条件にするのか、建築時の条件にするのかは分かりませんが。地域によって、例えば、近隣商業地域であれば80パーセントではなく60パーセントにするといったこともあるのかどうか。住居地域の場合は80パーセントと決められていますから、維持費のかかる駐車場をつくらざるを得ず、入居者は駐車場に空きが出てきたときにメンテナンスの大変さに気がつくわけです。35パーセントというのは建築条件とどのように絡んでくるのが、これを見る限りよく分かりません。

(会長)

つまり中身としては非常に根深い問題であり、今後の社会情勢判断で政策をどのように決定していくか、判断するかということの大きな分かれ目に立つ条例です。ところが、その政策形成過程というか、意思決定に至る過程が不明であると。だからパブリックコメントする側は、そのあたりに関してよく見えない、分からないという気持ちがあるわけです。イエスかノーかを聞かれているだけの様な感じです。パブリックコメントというのは、必ずしも賛否を問うわけではありません。これは都市計画関連事項だと思いますが、この条例を上程されるまでに都市計画審議会などにかけてられるのでしょうか。

(事務局)

おそらくかかってくるかとは思いますが、確認いたします。

(会長)

都市計画審議会にかけるにしても、都市計画審議会自体が公聴会をするとか、あるいは公開議論をするといった手続きを踏むべきですが、その辺の事前プロセスの説明がまったくありませんので、いわゆるパブリックコメントとしては非常に透明性を欠くという印象を受けます。4年、5年単位で条例を柔軟に改正しますというようなものではないと思います。一度建築されたら何十年にもわたって付き合わなければなりません。そのへんを考えるとちょっと何か抜けているなど。つまり事前プロセスであると。プロセスの説明がないわけです。

(米山委員)

資料には、自動車交通量の減少傾向、自動車保有台数の減少に転じていると書かれていますが、私自身、はたしてそうなのかと。まちなかにはたくさん駐車場もできていますし、本当に減少しているのが実感できていません。なぜこの話が出てきたのでしょうか。

(会長)

いまのプロセス論を重要な指摘事項として入れておいてください。経過説明がなく説明に説得力がないということです。

それでは、次、第3次西宮市情報化推進計画（素案）に対して事務局より説明願います。

(事務局)

4件目は、「第3次西宮市情報化推進計画（素案）に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は総合企画局情報政策グループでございます。

内容は、本市ではこれまで第1次、第2次の情報化推進計画を通して「心かよう 開かれた電子自治体」を基本理念に、情報通信基盤やシステムの整備に取り組んできましたが、既存システムの的確な運営、管理、最適化などに取り組むとともに、ICTの利活用による市民サービスの向上に努めるため、「住民のための住民の視点に立った情報化」というこれまでの市政を保持しつつ、今後の電子自治体のさらなる拡充へ向かってのビジョンを示すことを目的として策定するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成22年12月10日から平成23年1月14日までの36日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、情報化にかかる専門的な文言等について、できるだけ平易な表現に努めるとともに、脚注に語彙等の説明文を記述しております。提出されました意見数は、お一人から2件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が0件、修正しなかった件数が2件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続きにつきましては、特にございません。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの件についてご意見をいただきたいと思います。委員に共通している意見は、専門的な分野のためか、非常に専門的な用語が多く、理解が難しいということですが、これはやむを得ないことなのでしょうか。

(川東委員)

私も自分自身、関心がないためか、それともこの概要版が分からなかったのかというところを感じましたのでそういう意見を出したのですが。

(黒木委員)

素案の4ページに、これまで推進してきた推進計画、西宮市の取組というものが第1次、第2次と書かれており、付録50ページに第2次情報化推進計画の進捗状況が分かりやすく書かれています。セキュリティの向上についても詳しく説明されていますので、こういう分かりやすいものを付録ではなく、前に持って来た方がよいと思います。つくる、見る、学ぶ西宮ということで、実施したことと評価、今後の課題も書かれています。こういう書き方をしていただくと、なるほど、こういうことをして、成果はこのように上がって、今後の課題はこういうことなのだということが分かりやすいと思います。文章で書かれると、どうしても読む気がしない。なぜこれを付録にしたのか。一目瞭然で分かるこういうものを前に持ってきた方が、一般市民としては分かりやすかったと思います。

それから素案の36ページに、市民向けオンラインサービスの利便性向上と書いてありますが、市民に対するサービスの記述をもう少し分かりやすく書いていただけると、市民としても、こういうサービスがあって、こういうものを受けられるのだということが分かったのではないかと思います。全体的に、非常に言葉が難しくて分かりにくかったのです。

(米田委員)

市役所や公民館、図書館に置いてあるタッチパネル式の端末を一度使ってみたことがあるのですが、本当に操作がしにくかった。画面は暗いし、やっそここまでたどりついたなと思っていたら、いつの間にか画面が消えていたりして、こんなものは使い物にならないなど。西宮市は各公共施設に情報端末を置いたと言っているけれども、置いた機械が市民にとって使いにくいものであれば、やっぱりITは難しいねとなって、結局はマイナスになってしまいます。ただ、先日、公民館に行ったら、新しい機械になっていました。ああ、新しい機械になっていまずなど言ったら、公民館の方が、新しいのになってよかったと言われました。というのは、小さい子どもが端末をぱっぱっとさわって画面を出すそうです。そうするとお母さんがそれをきっかけに端末に気付いて、こんな機械があるんだ、役所はこんな仕組みになっているんだと、子どもが遊んでいる間に親が勉強できるそうです。今回、よく映るものに換えていただいてよかったと思いますが、そのぐらい使いやすいものでないと置いた意味がないわけです。使い勝手の悪いものでは、かえってマインドを落とすマイナス要因になるおそれがある。プロだけが扱えるものでは一般市民には馴染まないということをつくづく思いました。一般市民に対して話すときは、視線をあまり高いところ、専門的なところに置かずに、視線を低いところからスタートしてもらわないと、役所のなかだけのIT化に終わって、われわれ市民には無縁の長物

になりかねないをつくづく思いました。

(会長)

総じて言えるのは、一般市民になじみにくいレベルのシステムが広がってしまうということと、それと同様に、本文の内容、記述の仕方も一般市民になじめないレベルになっていないだろうか。理解できる人だけ理解してください、付いてこられない人は結構ですよという状態になっていないかと。所詮、あなた方はパソコンダメな世代でしょう、分かっている人だけ付いてきてという感じの計画書になってはいないかという指摘をいただきました。情報工学用語は、先ほどの建築用語と同じで、市町村、都道府県も同様、総務省、経済産業省がそういうことに音頭を取って、計画、方針に多く横文字、片仮名を使ったものを出しているわけです。そうすると、それがいわば公用語になって、市としてもそれを使わざるを得ないと思込んでしまっていて、その言葉をそのまま市民にぶつけてしまうわけです。そうした一つの錯誤があると思います。やはり市町村行政というのは地方政府ですから、たとえ国が外来語のついた計画を勝手に立てたとしても、市町村は平仮名で分かりやすく翻訳する努力と節度が必要なのではないかと思えます。

例えば、13ページの下部に、光配線…光ファイバーケーブルを指す、といった注釈がありますが、このように脚注を入れるか、本文のなかに※を入れて、段落を落として右隅に囲みで入れるとか、そういった工夫がしてあれば、ある程度付いていけるとは思います。しかし、アルファベット順の言葉の数の多さに市民は付いて来られないでしょう。アクセスビリティは、パソコンをやっている人ならわかるかもしれませんが、アベイラビリティは、かなり専門用語です。BCPとなると、私も知りません。CIOも分かりません。クリアリングハウスも知りません。クラウド・コンピューティングは最近よく言われますね。コンフィデンシャリティは、部外秘密、機密という意味ですが、最近言われ出しました。デジタルデバイドも、まだ知らない人は多いでしょう。こういう用語が堂々と出てくるのはちょっとまずいのではないかと。なぜこれが堂々と出てくるかといったら、国が使っているからです。しかし、それは市民に対する言い訳にはなりません。国が勝手に使っているだけで、国に対して補助金を請求するときには国の言葉に翻訳して請求したらいいのですが、市民にそれを使うなよと。この計画には、翻訳しなければならぬという危機感がまったく感じられません。無知な人々に教えてやるという姿勢が見えて仕方がない。それからガバメントとガバナンスの違いを説明していません。そういう重大な説明欠落がある。そう考えると、用語集を探しながら読まなければならない提案というのはいかがなものだろうか。意見数が少ないのもうなずけます。きわめて強烈的な皮肉ですが、読んでも分からないから意見の言いようがないじゃないかと。意見が少ないというのには、理解できたから意見が出ないという場合と、読んでも分からないから意見の言いようがないという場合があります。事前に皆さんに参画と協働をしてもらって、意見反映の機会も保証して最終パブリックコメントをかけたから、もう意見は出ないねという、小学校の建て替えのような場合は評価できますが、この第3次西宮市情報化推進計画素案に関する意見が出ないというのは拒否されているのではないかと。

(川東委員)

私もそのように理解しました。ですから、分かる者さえ分かっていたらいいじゃないかと。分からない人は排除という感じで、IT化を進めるといっても、西宮の市民の年齢層の問題もあると思いますが、例えば、私たちの地域には高齢者がたくさん住んでおられますので、そうなるとここは完全に排除となってしまうところがありますので、高齢者の方々にも分かるようにする必要がありますのではないかと思います。多分この資料をつくられた方は、非常にこの分野に長けた方で、この用語について説明する必要はないと判断されたのではないかと思います。

(会長)

防衛省でも、高度に専門的で難解な軍事技術とか、いわゆる戦略を説明するときに、分かりやすく説明するプロを育てています。ものにたとえるところのことですね。難しい言葉であってもすいすい理解できます。分かってもらおう、人に理解してもらおう、味方になってもらおうと思うなら、もっと熱意を出せと言いたいですね。自己満足していないかと。経済産業省の計画ですからとか、総務省がこのように言っていますからというのは理屈にならない。ここは地方自治体で、地方政府だと。中央政府に金をもらうときだけ翻訳用語を使ったらいいわけです。提出意見件数が少ないのはこれが原因だろうということです。それこそ参画と協働をもっとも勉強してもらわなければならない部局ではありませんかと。情報ですから、前に前に行くことばかり考えずに、広げることも考えてほしいということです。

それでは5件目、西宮都市型観光推進計画（素案）に対するパブリックコメントに移ります。

(事務局)

5件目は、「西宮市都市型観光推進計画（案）に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は市民局産業政策グループでございます。

内容は、集客力を高め、賑わいを創造するために、本市の産業や魅力的な観光資源を利用しながらPRとネットワークを進め、市民参画の着地方観光を基本とする「西宮市都市型観光推進計画」を策定するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年1月4日から2月3日までの31日間で、本編に図表等を用いて見やすくしたため概要版は作成しておりません。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、データ掲載に関してできる限り図表を使用しわかりやすさの向上に努めております。提出されました意見数は、6人から9件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が0件、修正しなかった件数が9件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続につきましては、公募委員、市内事業者、学識経験者、市により構成される計画策定委員会を設置し、年間5回開催した委員会の中で出された意見を計画に反映させております。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの件について、意見を賜りたいと思います。

(黒木委員)

計画策定委員会を設置、とありますが、策定委員会の委員構成や会議経過、スケジュールの記載がなく、計画案策定までの流れや、策定委員の人数やそのうち公募委員が何人含まれていて、どのような委員構成になっているかということがまったく分かりませんでした。

2ページに本市の観光振興にかかる動向、と書いてありますが、本市のこととはまったく違う内容となっています。また、7ページから現状と課題とありますが、現状がつつら書かれていて、何が課題なのかということが私にはよく分かりませんでした。全体的に非常に見にくい、分かりにくい、長いというのが私の感想です。

(会長)

計画策定の経過がないというのは重要な問題ですね。参画協働によって大きな計画をつくるというのが西宮市の基本的な姿勢ですから、その流れのうえでこれができていますという経過説明がないというのは、とても大きな欠陥です。そのうえでパブリックコメントをかけますという、二重、三重、四重といくわけだから、パブリックコメントさえかけたらいいでしょうではないわけです。ということをおっしゃりたいわけですね。

(黒木委員)

はい。これは単なる意見なのか、それとも策定委員会で作されたものが計画（案）として出されたのかといった、意見の重さというのでしょうか、その部分にまったくふれられていないので。

(会長)

そうですね。この計画がどういう位置付けに立っていて、どれだけの拘束力があり、そしてそれがどのようなプロセスを通じて案として固まってきたのか。また、市民がそれにどのように関わってきたのか、行政がどのように市民と協働しようとしているのかということがまったく出ていないわけですね。

(川東委員)

西宮はこれまでずっとベッドタウンであり、文教都市であるということだけを謳ってきていますし、いまでも市民にもその意識が定着しています。西宮が観光地としてやっつけようとしていることについて、市民はどれだけ理解できているだろうかという疑問はあります。例えば、私が住んでいる門戸の東光寺のお祭りも地域の祭りであって、地域の人がたくさん来ているとしか認識していません。そのあたりが西宮市の観光担当の方が描いているイメージと西宮市民の考えとは非常に大きなギャップがあるように感じています。例えば、観光地として甲子園球場を出しましょうとして、甲子園は大阪ではありませんよ、西宮ですよと謳っているのは分かりますが、それ以外の、にしのみやえびす神社も地域のお祭りといったイメージで、全国的にどうこうしようという感覚ではないように思います。ただ、運営されている方や、商業

に携わっておられる方々は人を呼び込もうと考えておられるかも分かりませんが、市民はどこまで考えているのだろうかというところが疑問でした。

(梶委員)

私も西宮生まれなもので、観光という視点がまるっきり頭のなかにありませんでした。この資料を読んで、ああ、観光というものあるのだなと思ったのが実際のところですよ。いまでいいますと、酒蔵、スイーツ、ケーキ類、それから『阪急電車』や涼宮ハルヒの北高がらみで文学関係、甲子園球場、えべっさん、夙川の桜といったぐらいしか思い浮かびませんが、資料をずっと読んでいって、意見を出してくださいといわれても、具体的に観光というのは観光資源の問題だと思うんですね。例えば、観光資源としてこんなものが考えられますよとか、これをもっと広げていってはどうですかといった意見の出し方をすればかなり出しやすくなってくるかと思えます。やはり概要版、何について意見を出してほしいのかというようなものは必要だと思います。

パブリックコメントにしても、何もない段階で観光について意見をお書きくださいとした方が意見は出しやすいと思います。具体的にこういう施策をします、具体的な取組をしますと示して、これについて意見をどうぞというのも書きやすいとは思いますが、最初から最後まで、全部これまでの経過や取組や具体的な事柄が書いてあって、パブリックコメントで、はい、意見を出してくださいとなっても、なかなか意見は出しにくいかなと思います。特にこれについて聞きたいということがまとめられた概要版があれば意見も出しやすいのではないかと思います。地域に住んでいる方はよく分かっていますので、具体的な意見も出やすいと思います。東日本大震災の関係で山口町のさくらまつりは中止になりましたが、さくらまつりで企画していたフリーマーケットに、加古川市かどこか忘れましたが、B級グルメを売り出したいということで出店したいという問い合わせが来ていました。それは中止になって実現はしませんでした。地域の観光というのは、地域住民と一緒にやっていかないといけない。やはり住んでいる人の意見というのは、非常に観光に関しては大事になってくるのではないのでしょうか。いま流行はB級グルメですが、地域住民の協力がないと、ああいったものは成り立っていないだろうと思います。

(会長)

総じて言えることは、やはり観光計画であるにもかかわらず、コンセプトが一時代古いのではないかなと思うんですね。最近によく選択と集中といったことがいわれますが、何かターゲットを当てて、それを中心に渦をつくり、そこから波及的に進めていくという、そういうダイナミズムがないですね。あれもします、これもします、何でもします。だから結局、何も進みません。きっとそうでしょうねという意見ですね。西宮市民に全部支持されなくてはこの観光政策は進みません。平時に乱を起こさなければならぬという思想がありません。都市型観光と書いてありますが、都市型観光を謳うのであれば、住宅街も見世物にするぐらいにしなければならぬ。そのぐらい優れた建築物が西宮に固まっているというぐらいの売り出し方をしてもいいわけです。新しい観光資源の開発という視点がない。生活観光という概念もあるし、近郊型観光、日帰り観光という手もある。立派な住宅街を見に行こうと。それで自分たちの目を肥

やして、新居をつくる際に役立てたいという人たちもいるわけです。そういう人たちがぞろぞろまちを見に来るといふ都市もいいでしょう。そういう人たちが、ああ、疲れたなあといふ住宅街のど真ん中にある喫茶店でたむろするといふまちもある。なんでこんなところに喫茶店があるのかといふと、そういう人たちが散歩の途中で休むわけです。そういう新しい概念がまったくないですね。それをいってもしょうがありません。これはパブリックコメントで言うことですから僕は言いませんが。

概要版については、本編に図表等を用いて見やすくしたため作成していない。概要版というのは、図表を用いて見やすくするものが概要版ではないんです。全体はこうですよコンパクトに、しかもこれが意図していることはこういうことなんだということを知ってもらうためにつくるものであって、図表があつて分かりやすいでしょう、だから概要版はいらないでしょうといふ言い方だと、400ページ、600ページの計画でも分かりやすいでしょう。だからいらないでしょうといふのと同じになりますね。概要版というのは、視覚的な見やすさを求めるのではなく、コンパクトに全体コンセプトを示すためのものです。ですから、2ページ、3ページの計画書でない限り概要版は不可欠だと私は思いますが、いかがでしょうか。

(川東委員)

西宮を4つに色分けされていますね。昔から、西宮にはへそがないと、中心がないといわれていますが、そのままです。例えば、中心をどこに持っていくかということをやろうとすると、ほかからいろいろなことを言われると。ほかからいろいろなことを言われないうちに、そつと薄く伸ばしているような感じを受けました。

(会長)

かくして豊中は沈没したんです。

(川東委員)

どこの地域でこういうことをしたいといふふうにした方がいいと思います。

(会長)

むしろ公平平等、全地域均等分散という戦略を捨てて、勝手にやつて、それぞれ競つてちょうだいと。頑張るところは市も応援するよと。頑張らないところは見捨てはしませんが、それ以上の力は市も出しませんよと。それが参画と協働じゃないですかと。一所懸命頑張っているところには市も乗り込んでいけるんです。よその地域から、なんであそこばかり手を入れるのかと言われたら、あそこはあれだけ汗をかいてはりますやん、リスクも冒してはりますやん。だから行政も協力できると。そういう論理に早くいかないと、こんな公平平等型観光施策では何も動きません。豊中が沈没したのはそれなんです。東西南北中央、全部を均等にやろうとして、体育館も同じようにつくる、図書館もつくる、センターもつくる、休日急病診療所も北部南部につくる。やり過ぎたがために過剰投資になって、結果的に、それが原因で首がしまつた。しかも動かない。やっぱり中心と周辺といふのはあるんですね。西宮の場合は、多極分散型で、極ごとに競争するような、そういう刺激を与える施策が必要でしょう。政策提案になつ

てしまっているから、パブリックコメントでいうべきことではありませんので、こんなことを言っていたら越権行為だといって怒られるかもしれません。ということで、これは概要版がありません。観光施策として、これがどこから出てきたかの経過がない。これは参画協働という施策から考えて、大変大きな欠点があるのではないかという意見ということでもよろしいでしょうか。

余分なことを言って申しわけありませんが、一番の欠点は、西宮は観光都市ではないと思っていることなんです。住宅都市であると思込んでいるんです。それは違います。そんなことをいったら、神戸も同じです。神戸も住宅都市ですから。

(川東委員)

でも、西宮市民にしてみたら、住宅街に人がたくさん来たら嫌だと思っ方はおられるでしょう。たしかに先ほど先生が言われたように、どこか立派な住宅があって、見に来てもいいですよというぐらいオープンにするならいいですが。一時、仁川の方でクリスマスのデコレーションを見せようとしたのですが、近隣の方から、車がたくさん来ては困るという意見が出て、2年、3年続いて、そのあとはやめてしまったということがあります。やろうとしても、いろいろな反対がありますから、住宅を巻き込むのであれば、もっと市がここはこうなんだと説明しない限りは、なかなか難しいのではないかと思います。

(会長)

芦屋市などは、うちの庭を見てちょうだい運動のようになっています。一般家庭がガーデニングを競って、その庭園を巡る回遊ルートがつくられているんです。車が入っていくのは遠慮いただくということで、日曜日になると、みんなぞろぞろと歩いて回っています。うるさいなどと言う人はいませんよ。

それは協力者もみんな手を挙げてもらうわけですよ。庭園を見せてくれる家をぽんぽんとポイントに入れて、その周りの家の方々には協力していただくわけですよ。人がたくさん歩いている、うっとりしいなあ本当は思っておられるかもしれませんが、個人個人をネットワークでつなぐことで説得してしまうわけです。

(川東委員)

西宮北口のアクタ北側の筋にあるお宅が、クリスマスの時期だけデコレーションをしていますね。そうするとやっぱり人が見に来られる。あれは市が推奨したわけではなく、市民が自発的にして、まちを見てもらって、人を呼ぼうとされている。やっぱりそういうことを大事にした方がよいかと思います。それはこの資料には載っていませんからね。

(会長)

観光政策の一番大事なことは、まちでも人間でも誰でも、見られてよくなるという思想を持たなければならないということです。よその人に見てもらって評価してもらう。それをもとに変えていこうとすると、もっともっとリファインされて、パワーが出てくる。そういう思想が必要です。神社の祭り、お寺の行事といった決まりきった観光名所のようなもので固めてしま

うと、そこに既得権利者たちが体系をつくって、観光業者というものができてくるわけです。都市型観光では、そういう概念をつぶしていく、溶かし込んでいって、そして全市民が楽しめるような観光に変わっていくんだということも打ち出すべきではないでしょうか。まち全体が観光資源であると。もちろん古い観光もできますよと。

(事務局)

この件は市民局が担当していて、私は直接の担当ではありませんが、いま会長がおっしゃったコンセプトを打ち出すのが今回の目的で、従来型の観光拠点である大きい神社、仏閣を見ていただくといったことを特に考えているわけではありません。甲子園と西宮神社で1千200万人のうち600万人が観光で来ておられますよと。そのなかで、西宮の生きる道はまちなか観光だろうと。先ほども委員から意見が出ておりましたように、西宮市には文化面では非常にレベルの高いギャラリーもたくさんありますし、まちなかにケーキ、スイーツの店もたくさんあります。そういったものに光を当てて、まちなかを歩きながら全部を見ていただきたい。へそがないというのも西宮の特長ですので、隠れたよいもの、光るものを引き出していこうと。それがいま点在しているので、つないでいこうということがコンセプトとしてあります。それがうまく表現できていないかもしれませんが、今回の取組の一つとなっています。25ページ、26ページは、そのあたりをまとめていると思います。

また、資料には載っていないのが欠点ですが、資料作成の過程では、楽しく探見隊やにぎわい創造隊という市民参画でつくられた団体の方たちがガイドをして西宮のよいところをミニツアーを組んで案内しました。楽しく探検隊は最近始まった活動ではなく、酒蔵通りや、ギャラリー、甲山周辺を案内するという取組をずっとやられていたのですが、そういうものをもっと全市的に展開していこうと。また、市民自らよいところを発信するという意味で、観光ボランティア、ガイドを養成していこうというコンセプトがあったのですが、皆さんに伝わっていないということから考えて、記述の仕方に非常にまずい点があったと考えています。

(会長)

ご説明いただき、理解が深まりました。それならばということで、こちら側からの意見をお返しさせていただくと、いま説明いただいたような素敵なプロセスもあるし、市民協働の活動団体との協働経過もあるわけで、それが本編に書かれていないというのは市民に対して非常に失礼な話ではないかと。それを書けばいいのではないかと思います。それから、概要版はやはり必要でしょう。概要版がつかれなかった理由は、きっと全市を均等にやろうとするとボリュームが増えてしまうという思いのためではなかったかと思います。いま局長がおっしゃったようなことを概要版に書けばいいと思います。従来のような伝統的な観光概念から脱皮し、都市型観光、生活観光に踏み込んでいこうということを今回の観光計画は骨子としています、ぐらいいのことは書けばみんな飛びつくでしょう。そこへ踏み込んだらいいわけです。

(事務局)

それが伝わらなかったのは、やはり記述の仕方に問題があったということだと思います。概要版で端的に打ち出すべきでした。

(会長)

ことのついでですが、へそのないまちというのは、逆に強みがあります。下手にへそがあると、そこに権力が集中するわけですね。例えば、隣に神社があったら、その神社の神主さんのところに行かなければ何の政治も回らないといったまちができてきたりもします。へそがない方がよいという考え方もあります。近代的な市民民主主義型都市というのは、多局分散型、へそのないまちを目指そうと。これでいいんです。問題は、またそこで公平平等にしないで、刺激して競争状態に持っていくという政策を打てばいいわけです。それが都市化する西宮になると思います。あの大神戸市でさえ、へそはここだと、われこそは中心だとトップを気取っている人が何人かいるんです。そんなものはいらないわけです。西宮にへそがないのは、発展するうえで非常に有利なことだと思います。ですから、西宮にへそがないということはむしろ武器であり、利点であるという発想で書かれたらどうかと思います。概要版がないということは何らかの欠陥を思わせますね。簡潔にばしっと書ききれない何かがある。これを書いたらあれも書かなければならない、あれを書いたらこれも書かなければならないと。それで概要版が書けないという、何か自己拘束してしまっているように思えます。

それでは6件目、用途地域等見直しの基本的な考え方(案)に対するパブリックコメントについて説明願います。

(事務局)

6件目は、「用途地域等見直しの基本的な考え方(案)に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第6号の規定によるもので、担当課は都市局景観まちづくりグループでございます。

内容は、都市活動の機能性及び都市生活の安全性、快適性等の増進を目指し、社会経済情勢等の変化に対応しつつ、市民の参画と協働でつくる「都市計画マスタープラン」が目指す都市の将来像の実現に向けた土地利用を推進するため、兵庫県の作成した「用途地域等見直し基本方針」を受けて見直しを行うものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年1月25日から2月24日までの31日間で、概要版につきましては、本編が6ページと少量であったため作成しておりません。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、補足資料での用語解説、制度の説明を行っております。提出されました意見数は、6人から15件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が0件、修正しなかった件数が12件、案件以外のご意見が3件ございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続につきましては、都市計画審議会に報告しております。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの件についてご意見いただきたいと思っております。ここにいらっしゃる委員のなかで、用途地域と聞かれて意味の分かる方はいらっしゃいます

か。ある程度分かるという方。ちょっとだけ分かるという方。

(梶委員)

1 ページに書いてあるもの以外だなという理解の仕方をしました。

(黒木委員)

あくまでも、用途地域を見直しますよというだけの案ですよ。基本的な考え方は、こういう考え方ですよということであって、6 ページに今後の見直しのスケジュールが書かれていて、見直しの素案が作成されて、今年計画審議会にかけられて、素案の閲覧や意見の申し出や説明会などが今年度の8月に行われるということですね。

内容的には、あまり書くことがないと。こういうふうにされるんだなど。素案ができた時点であれば、きつともっといろいろあると思いますが。私にはそのへんのが分からなかったのですが、素案ができた時点でパブリックコメントではなくて、見直しの基本計画ができた時点でのパブリックコメントというのが、審議会等にかかるので、市民は関係ないのかなと。

(会長)

見直し方針に関するパブリックコメントであると。計画変更に関するパブリックコメントではないわけです。この件についてほかによろしいでしょうか。

(梶委員)

評価票の次のページ、見直しのスケジュールで、上から2番目にパブリックコメントを求めるとあって、そのあとに見直し素案の作成というのが下の段にありますね。そのあとに閲覧意見提出8月頃とありますが、ここでのパブリックコメントというのはありなんですか。

(会長)

ここからあとは法律上の手続きに移りますから、市の条例上のパブリックコメントの対象から外れます。

(梶委員)

パブリックコメントを求めるとしたらここしかないということですか。

(会長)

はい。

(梶委員)

具体的なことがないので、本当に基本的な考え方についてしかパブリックコメントができないということですね。

(会長)

そうです。ですから、見直しをするものの見方、基準はこれでよいかということですから、それに対して意見を言うということです。用途地域の線引きであるとか、そういうことについては、都市計画審議会の方に権限が移っていきますから、そこで答申をもらって、線引き変更すると。その場合は、事前に関覧、説明会、あるいは法定縦覧、意見書提出などの手続きを経て決まっていくわけです。

(黒木委員)

それでは、素案の閲覧、意見の申し出というのは、市民が意見を出せるということですか。

(会長)

はい、出せます。ただ、最終決定するのに意見の申し出ができるということは、市民の皆さんに一般的に知られていないことなんですね。

(事務局)

少し補足させていただきますが、本来、この件はパブリックコメントの対象案件ではありません。というのは、都市計画法の手続きで決められている案件ですので、この参画協働の条例の適用範囲外の案件なのですが、担当課が、それでもいいからぜひ事前に市民の意見を聞きたいということで実施した案件です。具体的な内容は今後決まることであって、方針だけでも市民の意見を聞きたいということで実施した案件であります。

(会長)

その姿勢はよいと思います。その姿勢については、私たちが非常に肯定的に評価したと返しておいてください。

(黒木委員)

6番の見直しのスケジュールが非常に分かりやすかったので、こういうかたちで都市計画が決定されるのだなという市民の理解を得たと思います。

(会長)

次は都市計画マスタープランについてですが、どなたが都市計画マスタープランと別々にする必要はあるのでしょうかという質問を出されていますが、性格が違いますので別々にする必要があります。では、マスタープランについての説明をお願いします。

(事務局)

7件目は、「西宮市都市計画マスタープラン(案)に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第2号及び都市計画法第18条の2、これは「市町村の都市計画の基本方針の策定に関する規定」ですが、これらの規定によるもので、担当課は都市局景観まちづくりグループでございます。

内容は、目指すまちの将来像や地域の個性を活かしたまちづくりの実現に向けて都市計画の

取り組みの方向性を示し、市民等と市が目指すまちの将来像を共有し、参画と協働によるまちづくりを進めていくための指針として策定するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年 1月25日から2月24日までの31日間で、概要版につきましては、本編をわかりやすくコンパクトにレイアウトできたため作成しておりません。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、見開き1ページで内容が完結するように工夫しております。提出されました意見数は、34人から122件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が54件、修正しなかった件数が68件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続きにつきましては、延べ千名程度が参加のまちづくり塾及び市民53名からなるまちづくりワークショップを実施するとともに、ワークショップで選ばれた市民委員6名と学識経験者6名からなる策定委員会において案を作成し、都市計画審議会に諮問しております。

説明は以上でございます。

(会長)

それでは、7件目、西宮市都市計画マスタープラン(案)についてのご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

概要版はありませんが、これには参画と協働のプロセスデータ、経過説明がきちんと入っているため、よいということですね。概要版がないということについて、ご承諾いただけますか。

(黒木委員)

非常に分かりやすかったと思っております。

(梶委員)

意見は34人から122件提出されたということですが、案件の中では飛び抜けて多い。これはやはりまちづくり塾とかワークショップに参加された方が出された意見だと思っております。その数を引くと一般市民からのパブリックコメントが何件あったのかということ、それはちょっと分からないわけですね。非常にいい内容の案ができていますので、やはりもっと数多くの人からの意見を引き出せるような取組が必要だと思っております。いまのところ手前味噌で終わっている、自画自賛のところが多いように感じましたので、市民にとっては非常に大切な基本方針だと思っておりますので、そういう工夫が必要だったのではなかったかという気がしています。

(会長)

おおむね皆さん、肯定的に評価しておられるということです。件数が多いということが評価できるパブリックコメントだということですね。組織的に意見が出されたわけではないと思っておりますので、その点では関心の高さを呼び起こす計画であったということと、実際に、それだけの意見をもらえる分かりやすさを確保したということです。専門家として見ると、少し気にな

るところはありますが、黙っています。ただ一つだけ申し上げておきますが、基本計画及び総合計画との整合性がどこまで担保されているのか。別々につくられているということはないでしょうねということです。都市計画マスタープランは都市計画マスタープランで勝手にやります、総合計画は総合計画で勝手にやってという自治体がときどきありますので、市民が混乱するんですね。それはないでしょうね。ただ、これはパブリックコメントとは関係ありませんので、置いておきます。

(事務局)

せっかくですから、いまの点についてお答えいたします。会長のおっしゃることは庁内からも意見が出ています。総合計画で示した基本構想なり、結局、やり方というか、総合計画をつくるときも市民参画型で作成し、目指すべきまちの方向なりイメージというものを積み上げてできたところもありまして、これもそのようにやってきたわけですね。そうすると、どうしても重なる部分がありまして、手法が同じだと、やはり同じような内容になってしまうと。一度やったものを踏まえた、総合計画はこうなっていますよと。だからどうですかというようなベースを、多分したとは思いますが、その辺が未整理の部分が少しあったのではないかという気はしています。以上です。

(会長)

むしろ重なった方がいいですよ。共通部分はここですよねという方が当然で、まったく別のものになっていたら、その方がおかしいですよ。計画でも手法がちょっと違うというだけで中身が一致していないと。片方が自治法上の計画、片方が都市計画法上の計画、所管するところの国の省庁が違うというところで、自治体への統制権の縄張り争いのようなところがあって、現場の自治体が混乱した時期がありますから。そのへんがマイナスにならないようにしてほしいと思います。中身としては分かりやすいです。

それでは次、西宮市住宅マスタープラン（案）に対するパブリックコメントについて説明願います。

(事務局)

8件目は、「西宮市住宅マスタープラン（案）に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は都市局住宅政策グループでございます。

内容は、「文教住宅都市・環境学習都市西宮」の住まい・住環境として目指すべき将来像、今後の住宅政策の基本的な方針、市民等や事業者、行政それぞれが実践すべき役割を示し、共通認識を持つことで、市民が豊かな住生活を実現するための住まいをとりまく環境整備を推進し、「魅力ある地域づくり」につながる「住まいづくり」を誘導するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年1月25日から2月24日までの31日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、概要版を作成することで資料のページを削減しております。提出されました意見数は、8人から20件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が1件、修正し

なかった件数が 3 件、案件以外のご意見が 16 件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続につきましては、市民からの公募委員 3 名を含む検討委員会及びあんしんの住まいづくり市民ワークショップを設置しております。

説明は以上でございます。

(会長)

これに関してご意見をいただきたいと思います。

(黒木委員)

概要版だけでもよかったぐらいです。概要版が分かりやすかったので、これだけでいいかなというか、素案はちょっと勘弁してくださいというぐらいの量でした。52 ページから、目指すべき将来像というふうに書かれていましたが、52 ページの前は資料という扱いでよかったのではないかと。ここから以降の内容だけでもよかったのではないかと思うぐらいでした。概要版の、現状から課題を 8 つ挙げて、目指すべき将来像の目標が 8 つ書かれていた図式が大変分かりやすかったと思います。ただ、検討委員会を設置したと書かれていますが、住宅マスタープラン検討委員会で市民委員を公募と書いてありますが、委員構成がまったく分かりません。やはりどのような委員構成だったのか、男女比はどうだったのかとか、年齢までは分からなくとも、どういう団体の方から出られているのかとか、そういったことも記載されている方がいいかなと思いました。これは 10 年という計画期間がありますので、115 ページにありますように、今後、ワークショップや調整会議を開催して、途中経過を市民に広く情報を提供するようにしてほしいと思いました。

(会長)

事前にいただいている意見のなかに書かれたことと、副会長がおっしゃったことに尽きると思います。概要版は分かりやすいという評価を得たけれども長い。概要版であればもっと短くということですね。本編がまた膨大ですが。計画ができる経過がどこかにきちんと書かれているべきではないか。それ自体が、実は市民参画と協働なのではないかということですね。この計画を実現していくにあたっての進捗に関する市民、当事者団体、NPO 等と書いてありますが、このあたりの書き方がちょっとぼやけているような気がします。意識的に実行していきますとか。行政、市民、当事者団体、NPO と事業者との関係というのは、たしかに非常に大きな金銭的關係や権利關係にかかわるところですが、ここをもう少し踏み込んで書いておかないと、参画と協働の実践にならないのではないかという気がちょっとしました。以上です。

それでは 9 件目西宮市食品衛生監視指導計画（案）に対するパブリックコメントについて説明をお願いします。

(事務局)

9 件目は、「西宮市食品衛生監視指導計画（案）に対するパブリックコメント」でございます。これは、条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定によるもので、担当課は健康福祉局食品衛生グループでございます。

内容は、食品等の生産や製造から販売までの実態、食中毒等食品衛生上の危害発生状況及び本市の特性を考慮し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより、市民の食の安全安心を確保するものでございます。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年 1月26日から2月25日までの31日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮につきましては、表や用語集を作成しわかりやすい内容にしております。提出されました意見数は、お一人から2件で、このうち、ご意見を反映し修正しました件数が0件、修正しなかった件数が2件でございました。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続きにつきましては、特にございません。説明は以上でございます。

(会長)

この件についてご意見をお願いしたいと思います。

(黒木委員)

意見提出が1名だったというのは極端に少ないと思うのですが、関係団体等に説明というのは、例えば、消費者連絡協議会であるとか、そういうところに声をかけるべきだったのではないかと思います。せっかくパブリックコメントをされるのであれば、もう少し意見を求めたらよかったのではないかと思います。

(会長)

これについての説明は実施していない、となっていますね。

(事務局)

関係団体への説明はしていません。

(川東委員)

細かいことですが、「～を行います」とか「～をします」という表現ではなく、「努めます」となっているので、努められなければそれで終わりなのかという感じを受けました。言葉をもう少しはっきりした方がよかったと思います。食品衛生は自分たちの命にかかわることでありますので、はっきりした言葉で言ってもらった方が市民は安心します。

以前、西宮市内のホテルで食品衛生上の問題があったことがありましたが、そのときの対応を見ていたら、全然、努めていただけているようには思えなかったのに、ここでは努めますと書いてありますので。ちょっと実体験がありましたので。

(会長)

この件については、冒頭お話がありましたが、こんな案件をパブリックコメントする必要があるのかという意見もありました。そのことも含めてご意見いただけたらと思います。

もう一つ気になったのが、関係団体等への説明で、実施しているものと実施していないもの

が出てきています。実施していないもののなかで、市政ニュースやホームページで記録、周知を行っているためというのと、そもそも関係団体が存在しませんというものがあるように思います。そのあたりについてもご意見があればいただきたいと思います。副会長の意見は、関係団体、例えば、消費者団体等に声をかけるべきであったということですが、いわゆる法律上定められている食品安全衛生や公衆浴場、理容業、美容業などのまとまっている団体は保健所法にもとづく関連団体ですね。食品衛生業協会があると思いますから、そこには連絡すべきではないですか。

(梶委員)

23年度版の8番目に同じものが出ていますね。概要の、食品衛生法第24条において、という書き出しが、概要版の、食品衛生法第24条においてというのと、まったく同じなんですね。ということは、まったく内容が変わらないものでパブリックコメントをするという可能性もなきにしもあらずかと。

(事務局)

補足説明させていただきます。これは食品衛生法でパブリックコメントの実施が義務付けられているもので、毎年実施しないといけないものになります。

(梶委員)

去年のものを見ますと、概要版が1枚ですね。毎年パブリックコメントを実施するのであれば、もう少し工夫した概要版が必要なのではないかと思います。

(会長)

概要版は2枚、基本計画そのものは11枚です。そういうご意見も出ています。法律によって定められている計画づくりではあるけれども、パブリックコメントの対象になるという理解でよろしいですね。

(事務局)

法律で市民から意見を聞きなさいという文言があり、それを保健所はパブリックコメントと解釈して実施している案件になります。

(会長)

なるほど。同主旨だから、パブリックコメントに載せていきたいと思いますということですね。

(事務局)

そうです。毎年実施していくということが義務付けられていますので、ほとんど変わってなくても実施していく案件になります。

(黒木委員)

法律で市民から意見を聞きなさいと定められているということでしたが、パブリックコメントという手法だけではなく、ほかの手法をもって市民から声を聞いてもよいと考えてもよいのでしょうか。パブリックコメントというと市民全体を対象とするものですが、例えば、消費者団体、消費者連絡協議会のようなところに意見を聞くというのも市民の意見を聞くという手法の一つにあたりませんか。

(事務局)

あたるとはと思いますが、法をどのように解釈するか、どうとらえるかということだと思います。

(黒木委員)

パブリックコメントをしても、たった一人からしか意見が提出されなかったということをもふまえて、今年度はもう少し意見を出していただける方向を考えてはどうでしょうか。

(事務局)

担当課の方へお伝えします。

(梶委員)

パブリックコメントよりも、関連団体、関係団体から意見を求める方が法の主旨には合っているのではないかと思います。

(黒木委員)

特に、食品衛生に関する取組については、消費者団体などが独自で進めている場合もあると思います。それであればリンクすると思うのですが。パブリックコメントへの意見提出が1人ということが逆に不思議でした。

(梶委員)

そのパブリックコメントの意見内容というのも、電話で寄せられた、立ち入り検査をしてほしいという苦情ですね。それとこれとはまた違うのではないかと。そうすると実質的な意見は0件ということになるので、パブリックコメント以外の方法のほうがより効果的ではないかと思います。

(会長)

法律でしろと言われているからやらざるを得ないということです。ですから、先ほど質問があったように、意見を聞けということを広く市民全部の意見を聞けと理解すると、それはやっているよねと。でも、当事者団体である食品衛生関係の業者であるとか、消費者団体にもターゲットを当てて送っておくという行動が必要ではなかったかという問いかけですよ。そのように理解しておいてください。いまの議論は、最初にあった議論にまた戻りますが、当事者に対してそれを知らせるのは当然のことであるというのは、この委員会で確認しましたね。一般に

広く公開しますよと。目にしたらちゃんと意見をちょうだいというような逃げのパブリックコメントではだめだと。むしろ当事者には能動的に、集中的に情報を送るのが情報の共有だったのではないかと。これを何回も確認しているじゃないですか。その行動を取っているんですかということが問われますね。それから反対に、当事者団体だけに送ったらそれでいいじゃないかと。小学校の建設なんかで、いちいち市民の意見をもらわなくてもいいじゃないかという意見に関しては、それは違ふと。今度は逆に広く一般市民に見てもらって、納税者の立場からどう思うかという意見の回路も用意しておかなければならないと。この2つあるということを確認したいわけです。広くすべての市民にとということと、特に当事者団体にとということ。そうしないと参画と協働にならないよねということ。そのへんのところは前にも確認したところですが、その原則からいうと、最後のものは当事者団体に対する集中的な情報の共有というアクションがちょっと欠けていたのではないですかということにならないかという意見だったかと思います。

(黒木委員)

そうです。重ねて言うと、昨年、この評価委員会から市長に対しての取組状況の評価について報告書を出しましたが、それが今回パブリックコメントをされた各部署において読まれているか、報告書の内容が踏まえられて出されたかということ、いま会長がおっしゃったように読まれていないのではないかと。報告書に計画策定プロセスの明記や市民へのアクセスが足りないという文面も入れているのに、今回も同じようなことがあったのは残念です。各部署には市民目線でパブリックコメントを実施していただきたいと思います。

(会長)

事務局もずいぶん頑張ってくださっているなと感心しているのは、参画と協働の取組予定一覧を作成し、整理してくださったので、各部署が、ああ、うちも参画と協働現実にやっているんだ、現実に、という認識を深める効果は出ていると思います。いままでしてきた仕事の習性があるって、ここまでやったらもういいだろうという雰囲気もまだちょっとありますね。いや、もっと踏み込まなければだめだということもあると思います。これはまだまだ啓発していかなければなりませんね。そういう意味では、各部署に、意見書をちゃんと見てくださいよということも言うべきかもしれません。それでは、その他ですが、何かございますか。

(事務局)

参画と協働のシンボルマークができましたのでお知らせします。今年度からこのマークを全面的に打ち出していこうと思っています。

(会長)

またよろしく願いいたします。これを持ちまして、本日の参画と協働の推進に関する条例評価委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

《 終 了 》

